

東福寺地区（鳥羽街道エリア）
バリアフリー移動等円滑化基本構想

（案）

目 次

第1章	バリアフリー施策の経緯等	
1	国内外におけるバリアフリーに係る動向	1
2	日本におけるバリアフリー施策の経緯	1
3	京都市におけるバリアフリー施策の経緯	2
第2章	鳥羽街道エリアの概況	
1	鳥羽街道エリアの特性	4
2	行政区の人口及び高齢化率の推移等	5
3	鳥羽街道エリアの公共交通機関	6
4	鳥羽街道エリアの施設の立地状況及び道路の現況	7
第3章	鳥羽街道エリアにおけるバリアフリー化の方向性	
1	上位計画・関連計画の構成	8
2	各行政区の基本計画	9
3	鳥羽街道エリアのバリアフリー化に向けた基本的な考え方	10
4	鳥羽街道エリアのバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	11
第4章	鳥羽街道エリアの重点整備地区について	
1	生活関連施設	13
2	生活関連経路	14
3	重点整備地区	14
第5章	鳥羽街道エリアの現状に関する御意見と課題	
1	鳥羽街道駅に関する御意見等	16
2	生活関連経路に関する御意見	18
3	鳥羽街道エリアの課題	19
第6章	鳥羽街道エリアにおけるバリアフリー化の概要	
1	旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要	20
2	道路のバリアフリー化の概要	23
3	交通安全施設などのバリアフリー化の概要	25
4	その他のバリアフリー化の取組に関する概要	25
5	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び 「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進	25
第7章	バリアフリー化事業の推進体制	
1	現行の「バリアフリー移動等円滑化基本構想」との一体的な事業の推進	27
2	連絡会議による進行管理	29
3	バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信	29
4	その他のバリアフリー化の取組の推進	29
<参考資料1>		
	現行の「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の進ちょく状況	31
<参考資料2>		
	「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議」 ～鳥羽街道駅のバリアフリー化等に関する第1回連絡会議～〔現地調査〕の概要	43
<参考資料3>		
	「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議」委員等一覧	45

第1章 バリアフリー施策の経緯等

京都市では、平成20年9月にJR東福寺駅、京阪東福寺駅及び各駅の周辺を対象とした地区（以下「東福寺地区」といいます。）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化^{※1}を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）及び「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定し、バリアフリー化を進めてきました。

京阪鳥羽街道駅については、この東福寺地区内に位置していますが、基本構想策定時点では駅の利用者数が国の定める特定旅客施設^{※2}の基準に満たなかったため、これまでバリアフリー化が図られないままとなっていました。

近年、鳥羽街道駅の利用者数は増加傾向にあり、地域住民等からの要望もより一層高まってきたことから、この度、鳥羽街道駅及びその周辺道路等（以下「鳥羽街道エリア」）のバリアフリー化を進めていくため、「東福寺地区（鳥羽街道エリア）バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を定めることとしました。

※1 段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、日常生活や社会生活においての様々な障壁（バリア）を取り除くこと

※2 1日の平均利用者が3,000人以上の旅客施設

1 国内外におけるバリアフリーに向けての動向

国際連合においては、昭和57年の総会で、昭和58年から平成4年までを「国連・障害者の十年」と宣言する「障害者に関する世界行動計画」が決議され、各国が計画的な課題解決に取り組んできました。また、平成18年の総会で、国際人権法に基づく人権条約として、「障害者権利条約」が採択されました。

日本においては、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進み、平成25年には、国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えており、高齢者も社会の担い手の一員として、充実した生活を送ることができる、豊かで活力ある社会をつくることが求められています。

さらに、障害のある方もない方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」や、より多くの方が利用しやすいまちづくり、ものづくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方が広まっており、高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が可能な限り自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

2 日本におけるバリアフリー施策の経緯

このような社会的背景から、高齢者や障害のある方等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成6年9月に、建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）が、平成12年11月に、鉄道やバス等の公共交通機関の旅客施設^{※3}、車両^{※4}、旅客施設周辺の道路や信号機等のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行されました。また、平成18年12月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策を推進するため、

「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー法」が施行されました。平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成32（2020）年度を目標年次としたより高いバリアフリー水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。その中で、特定旅客施設の基準が1日の平均利用者数5,000人以上の施設から3,000人以上の施設に拡大されました。

また、平成28年4月1日からは、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行されました。

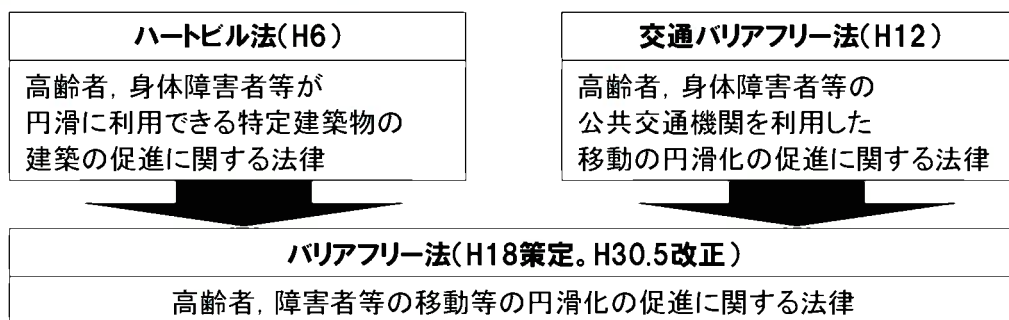
さらに、平成30年度には2020年東京パラリンピック大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性から、バリアフリー法が改正されました。

併せて、旅客施設のバリアフリー化の基準等を定める「公共交通移動等円滑化基準」や「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」が改正されました。

※3 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル等

※4 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両等

＜参考＞バリアフリー施策の経緯



3 京都市におけるバリアフリー施策の経緯

京都市では、全ての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会の実現に向け、平成14年10月に京都市独自に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」において、総合的かつ計画的にバリアフリー化を促進するため、東福寺地区を含む「重点整備地区」を14地区選定し、地区内の25旅客施設について、平成22年度末までに計画的にバリアフリー化を進めてきました。

また、平成17年4月には、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、同条例に定める「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、交通施策だけでなく、まちづくり、ものづくり、情報やサービスの提供等あらゆる施策において、全ての人の利用を前提に計画、実施することで、バリアをつくらない、又はバリアを限りなく少なくする事業を進めています。

さらに、平成22年1月には、クルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指して、「「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定し、「バリアフリー化の推進」を実施プロジェクトに位置付けるとともに、同戦略の行動規範として「「歩くまち・京都」憲章」を制定しました。

平成23年3月に国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正を受け、バリアフリー化を一層進めていくため、平成24年3月に「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定し、市内の130の旅客施設（平成22年度末時点）の中から10地区の「重点整備地区」（11旅客施設）を選定し、平成28年度までに全10地区の基本構想を策定しました。

また、平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、京都市においても「対応要領」を作成するなど、積極的な取組を進めるとともに、同日には、手話に対する理解の促進及び手話の普及に向けた取組を推進することを目的とした「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（京都市手話言語条例）を施行しました。

表－１ 重点整備地区と基本構想策定時期

全体構想	重点整備地区名	策定年・月	地区内の旅客施設
京都市交通バリアフリー 全体構想 (平成14年10月策定)	桂	平成15年10月	阪急桂駅
	山科	平成15年10月	JR山科駅、京阪山科駅、 地下鉄山科駅
	烏丸	平成16年10月	阪急烏丸駅、地下鉄四条駅
	向島	平成16年10月	近鉄向島駅
	京都	平成17年11月	JR京都駅、新幹線京都駅、 近鉄京都駅、地下鉄京都駅
	嵯峨嵐山	平成17年11月	JR嵯峨嵐山駅、京福嵐電嵯峨駅、 嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅
	河原町	平成18年10月	阪急河原町駅
	稲荷	平成18年10月	JR稲荷駅、京阪伏見稲荷駅
	京都五条・七条	平成19年9月	京阪清水五条駅、京阪七条駅
	桃山御陵前	平成19年9月	近鉄桃山御陵前駅、京阪伏見桃山駅
	東福寺 (鳥羽街道エリア)	平成20年9月 平成31年3月	JR東福寺駅、京阪東福寺駅 京阪鳥羽街道駅
	京阪藤森	平成20年9月	京阪藤森駅
	伏見	平成20年12月	近鉄伏見駅
「歩くまち・京都」交通 バリアフリー全体構想 (平成24年3月策定)	太秦	平成25年3月	JR太秦駅、京福帷子ノ辻駅、 京福太秦広隆寺駅、京福常盤駅
	大宮	平成25年3月	阪急大宮駅、JR二条駅、 京福四条大宮駅
	JR藤森	平成26年3月	JR藤森駅、京阪墨染駅
	深草	平成26年3月	京阪深草駅、JR稲荷駅
	西院	平成26年3月	阪急西院駅、京福西院駅、 京福西大路三条駅
	阪急嵐山・松尾大社	平成27年3月	阪急嵐山駅、阪急松尾大社駅
	上桂	平成27年3月	阪急上桂駅
	桃山	平成27年3月	JR桃山駅、近鉄丹波橋駅、 近鉄桃山御陵前駅、京阪丹波橋駅、 京阪伏見桃山駅
	西大路	平成29年3月	JR西大路駅

第2章 鳥羽街道エリアの概況

鳥羽街道エリアの特性、東山区、伏見区の人口及び高齢化率の推移、駅周辺の公共交通機関、施設の立地状況及び道路の現況を示します。

1 鳥羽街道エリアの特性

鳥羽街道駅は、東山区と伏見区の区境に位置し、周辺には全国的にも有名な東福寺、稲荷山武田病院や京都久野病院といった医療施設があり、多くの来訪者が集まります。



図-1 東山区、伏見区の位置

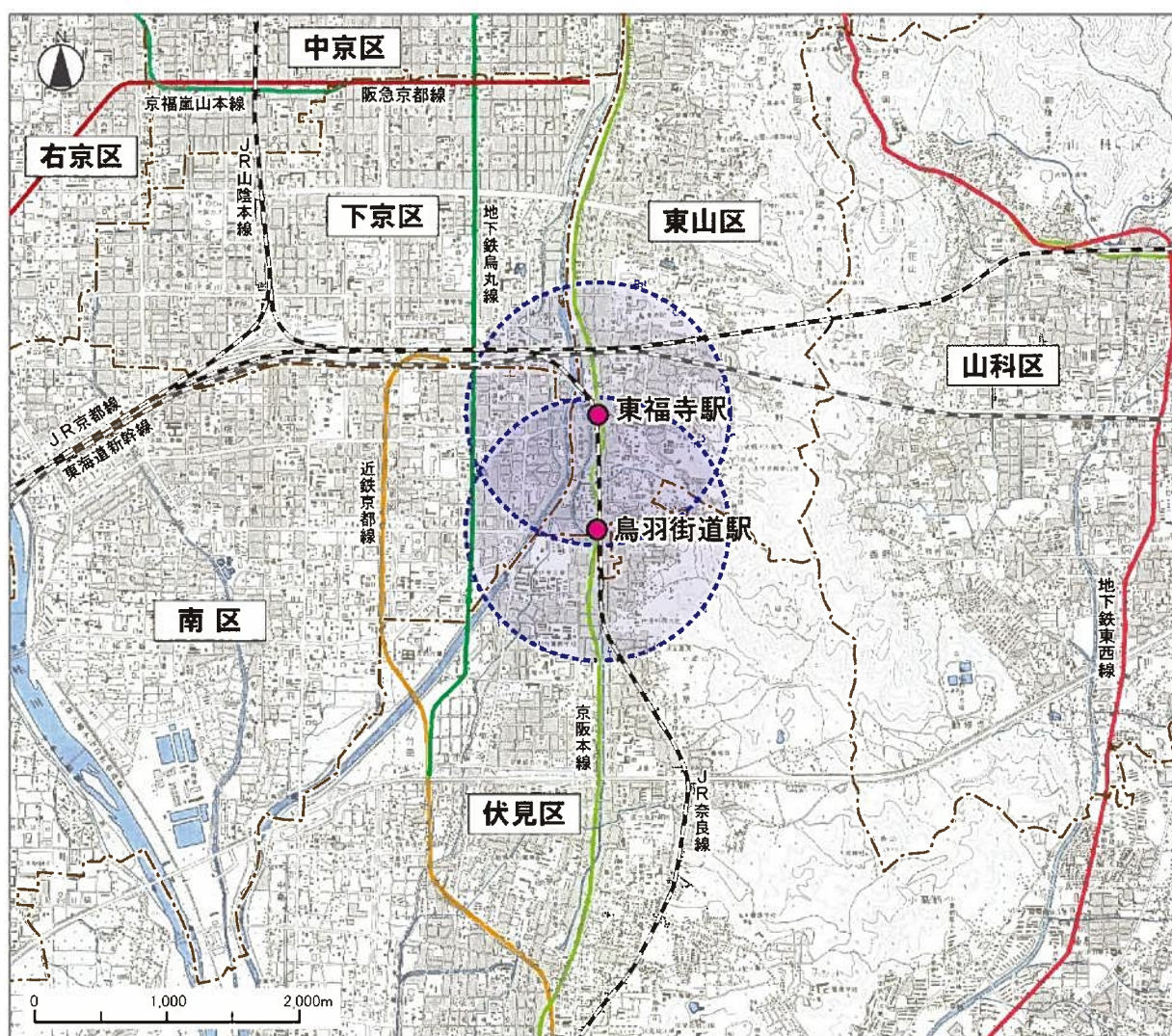


図-2 東福寺駅・鳥羽街道駅の位置

2 行政区の人口及び高齢化率の推移等

鳥羽街道エリアの2行政区（東山区、伏見区）の人口について平成7年と平成27年を比較すると、総人口は約14,500人減少しており、高齢化率は約14ポイント増加しています。また、同エリアの4学区※¹（一橋、月輪、稲荷、砂川）では、総人口は約6,500人減少しており、高齢化率は約12ポイント増加しています（表－2）。

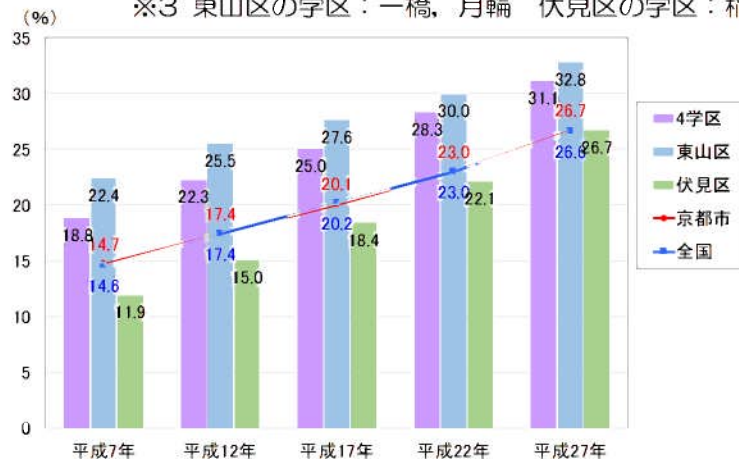
※1 学区とは国勢調査の際に用いる国勢統計区を示します。

表－2 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率※²の推移（国勢調査結果を基に作成）

年	4学区※ ³			2行政区（東山区、伏見区）			京都市	全国平均
	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)
平成7年	36,144	6,684	18.8	334,202	44,182	13.4	14.7	14.6
平成12年	33,721	7,508	22.3	332,722	54,512	16.4	17.4	17.4
平成17年	31,688	7,896	25.0	327,883	64,073	19.6	20.1	20.2
平成22年	30,262	8,363	28.3	324,613	73,707	23.1	23.0	23.0
平成27年	29,629	8,949	31.1	319,699	85,777	27.5	26.7	26.6

※2 高齢化率は総人口から年齢不詳の人口を除いて算出しています。

※3 東山区の学区：一橋、月輪 伏見区の学区：稲荷、砂川



図－3 高齢化率の推移（国勢調査結果を基に作成）

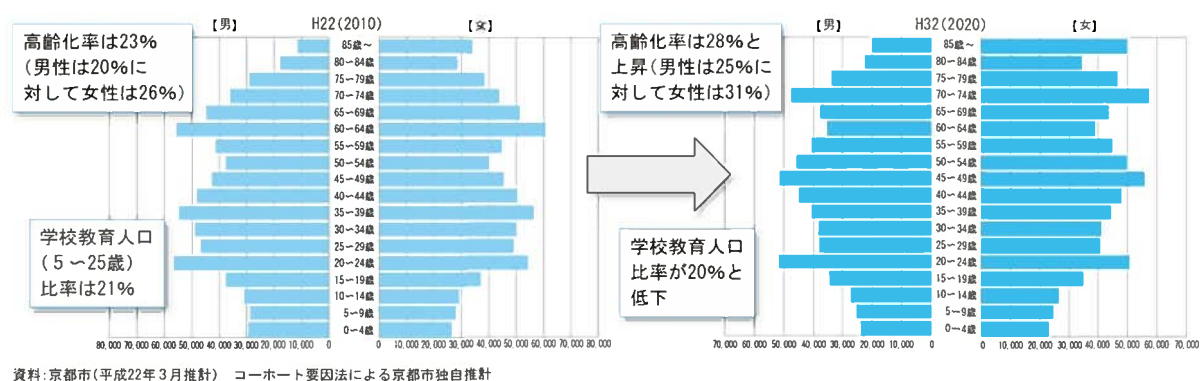
また、2行政区の障害者手帳の交付数は18,122件、療育手帳の交付数は3,880件となっています（表－3）。

表－3 2行政区の障害別の障害者数（平成29年京都市統計書）

	総人口 ※ ⁴ (人)	障害者手帳交付数（件）						療育手帳 交付数 (件)	精神障害者 保健福祉 手帳交付数 (件)
		視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計		
京 都 市	1,475,183	5,517	6,229	866	39,647	24,368	76,627	15,207	15,812
2行政区	319,699	1,392	1,477	220	9,424	5,609	18,122	3,880	—
2行政区の占める割合 (%)	21.7	25.2	23.7	25.4	23.8	23.0	23.0	25.5	—

※4 総人口は平成27年国勢調査の数値です。

<参考>京都市の人口ピラミッドの推移の見込み（平成22（2010）年→平成32（2020）年）



出典：京都市基本計画

3 鳥羽街道エリアの公共交通機関

（1）鉄道

平成30年9月現在、駅の1日の利用状況は表－4のとおりです。

表－4 駅の1日の利用状況

駅 名	1日平均利用者数 (人)	1日の運行便数（便）		
		平日	土曜	休日
鳥羽街道駅 (京阪電鉄)	3,127	225	219	219

（2）路線バス

平成30年9月現在、鳥羽街道駅周辺における路線バスの1日の運行状況は表－5のとおりです。

表－5 路線バスの1日の運行状況

バス停	事業者	系統数	系 統	1日の運行便数（便） ※1)		
				平日	土曜	休日
十条相深町	京都市交通局	1	南5	29.5	25	25

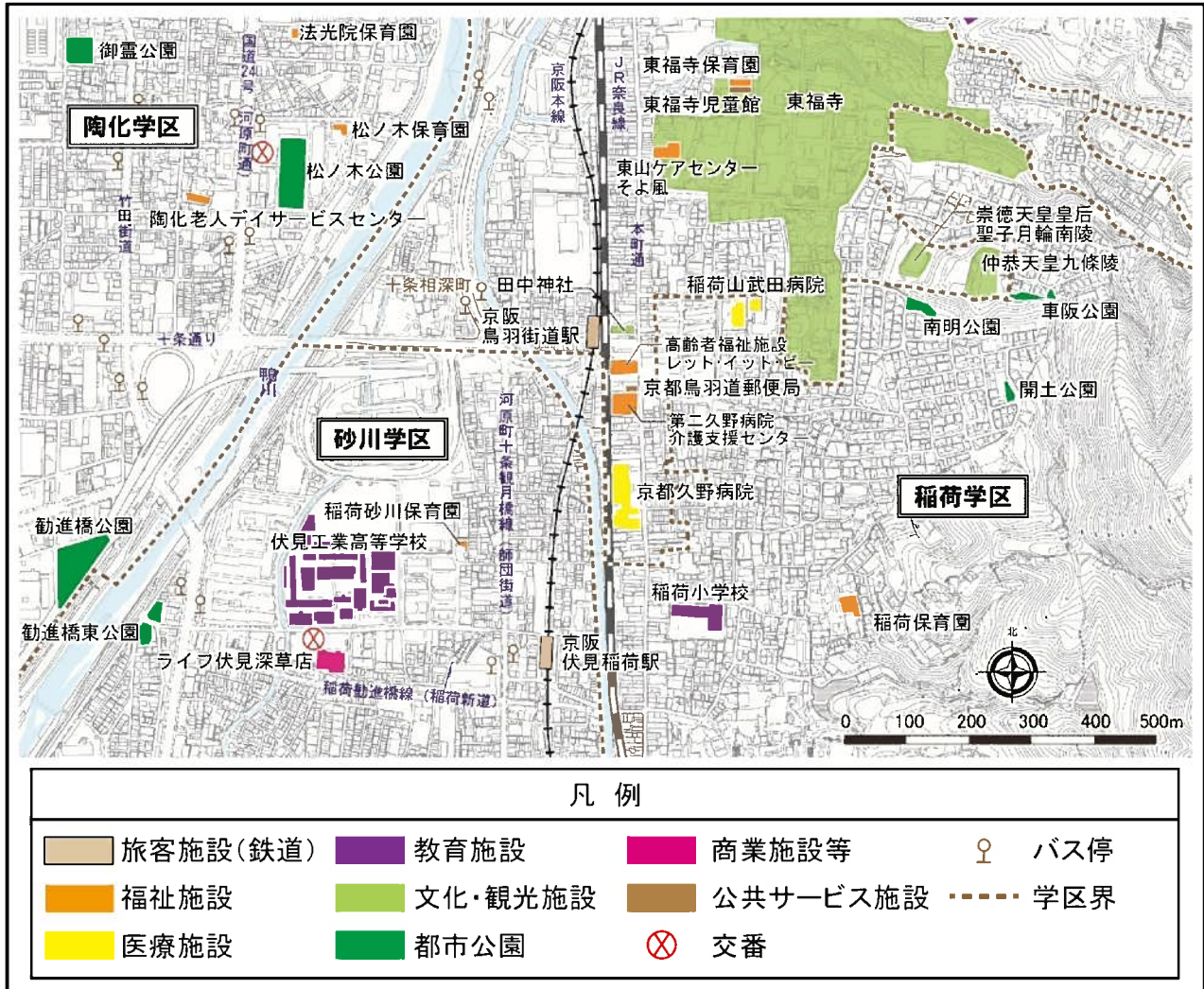
※1 1往復を1便として計上

4 鳥羽街道エリアの施設の立地状況及び道路の現況

鳥羽街道エリアには、東福寺、稲荷山武田病院、京都久野病院などが立地しています。

また、周辺の道路の状況としては、東西の幹線道路として十条通があります。本町通など、歩道が設置されていない道路も多い状況です。

鳥羽街道エリアの施設の立地状況を図－4に示します。



図－4 鳥羽街道エリアの施設の立地状況

第3章 鳥羽街道エリアにおけるバリアフリー化の方向性

「基本構想」は、「はばたけ未来へ！京プラン」や「京都市都市計画マスタープラン」などの計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”との整合性を保ちながら策定すべきものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とする必要があります。

よって、東山区及び伏見区のまちづくりの方向性を踏まえたうえで、エリアの目指す姿を整理することとします（図一5）。

1 上位計画・関連計画の構成

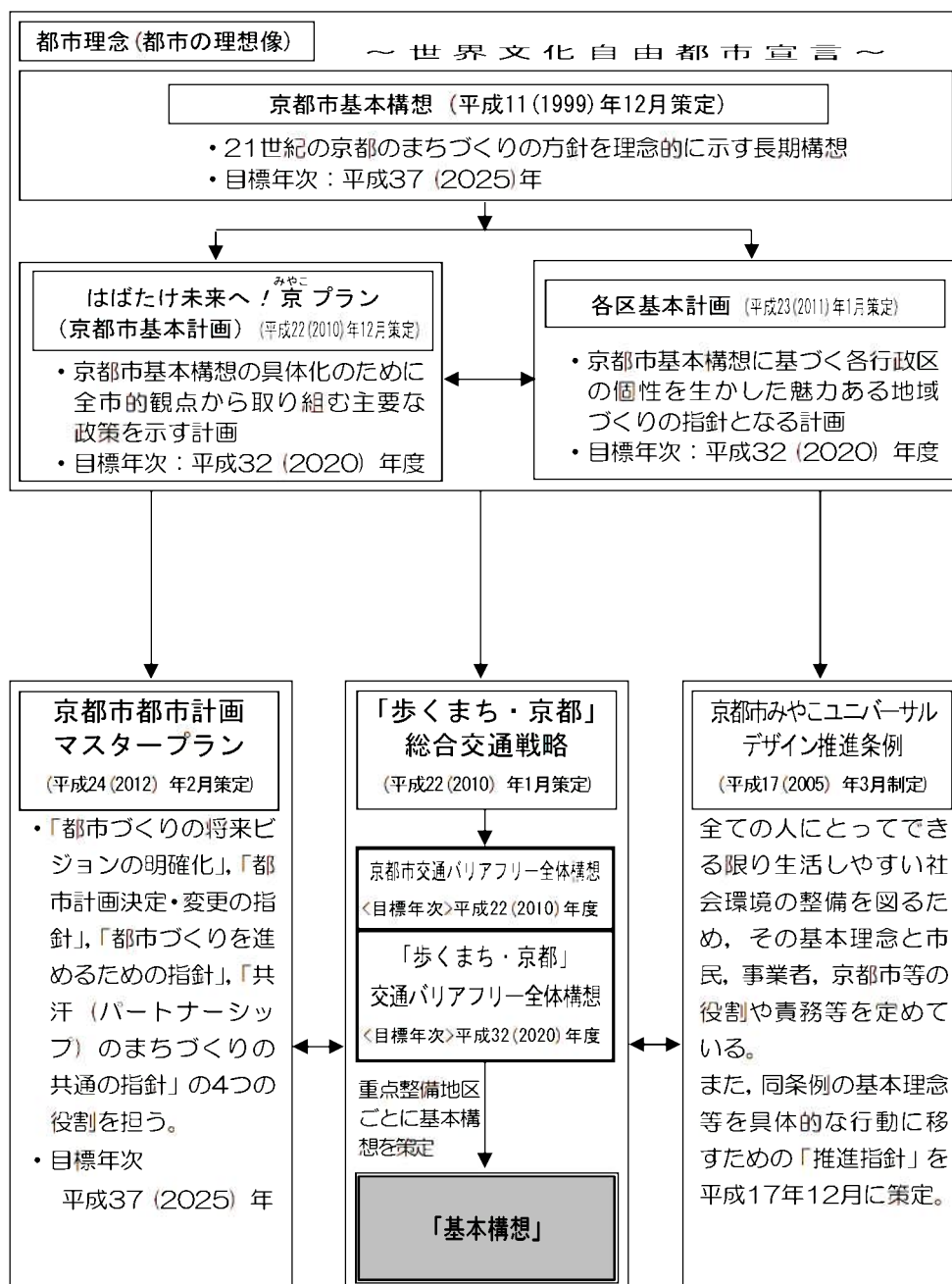


図-5 上位計画・関連計画の構成

2 各行政区の基本計画

(1) 東山区のまちづくり

東山区のまちづくりの方向性は、「東山区基本計画」において、次のとおり示されています。

東山区のまちづくりのキャッチフレーズ

山紫水明の都 結び合う心 東山の未来

未来像とまちづくりの方針

緑と清流，風情ある町並みが，
心にも環境にもやさしいまち・東山
《木と水の文化の推進》

ゆっくりした時間と奥深く魅力のある空間が
広がり，五感が洗練されるまち・東山
《クルマ依存型社会からの脱却》

地場産業が元気で，人のにぎわいが
あふれるまち・東山
《経済活動と市民生活の調和》

世代を超えて互いを認め合い，
支え合うまち・東山
《多世代共助社会の実現》

実現のための重点プロジェクト

「自然と共に生きて豊かに暮らす」
自然で紡ぐ文化再生プロジェクト

「東山区の魅力を歩くことでもっと感じる」
歩いて楽しい東山プロジェクト

「受け継ぐ“こころ”でまちがにぎわう」
ほんもの産業のまちプロジェクト

「まちと人を育み，みんながいきいき」
東山「育まち」プロジェクト

(2) 伏見区のまちづくり

伏見区のまちづくりの方向性は、「伏見区基本計画」において、次のとおり示されています。

伏見区の将来像

水と緑と温もりのまち「伏見ですむ」

まちづくりの基本目標

【環境】
環境共生の魅をめざすまち

【魅力】
独自の魅力と活力を醸造するまち

【共生】
人の絆で支え合う安心安全なまち

重点プロジェクト

- 循環型社会の要を担い，環境共生・低炭素社会の魅をめざします
- 自然と歴史がいきづく地域の魅力を学び，発信します
- 伏見力を活かし，「新しい京都」のまちづくりを牽引します
- 地域のコミュニティが人を育み，すこやかな暮らしを支えるまちをめざします
- 安心安全で，人にやさしい便利なまちをめざします

（３）鳥羽街道エリアにおけるバリアフリー化の方向性

「東山区基本計画」及び「伏見区基本計画」を踏まえ、鳥羽街道エリアのバリアフリー化を推進するための方向性については、次のとおりとします。

ア 居住者や来訪者が快適に移動できるまちづくりの推進

この地区で生活する住民や国内外からこの地区へ来訪する人にとって、安全で快適に安心して移動できる環境を形成するため、駅や公共施設の環境形成を整えるとともに、周辺の道路等の整備を推進します。

イ 歴史を探訪できる、歩いて楽しいまちづくりの推進

地区の歴史を探訪でき、全ての人が、安心・安全・快適に活動できるよう、歩いて楽しい魅力あるまちづくりを推進します。

ウ 人を育み、支え合い、いきいきとしたまちづくりの推進

地域のコミュニティが人を育み、全ての人が互いに認め、支え合い、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進します。

３ 鳥羽街道エリアのバリアフリー化に向けた基本的な考え方

（１）ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリーの推進

ア 交通バリアフリーの推進に当たっては、「どこでも、だれもが、自由に、使いやすく」とのユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心・安全で円滑に移動できることを基本とします。

イ 駅及びその周辺道路等の整備については、「基本構想」に示した事業内容だけでなく、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けた長期的な取組についても、可能な限り進めます。

ウ 旅客施設及び車両等（ハード面）の整備だけでなく、全ての人が安心・安全で円滑に移動するために必要な情報やサービスを容易に受けられ、様々な個性や違いを超えて、お互いを理解し、助け合える取組（ソフト面の対策）を積極的に行います。

エ 鉄道駅におけるホームからの転落事故や列車との接触事故への対策の必要性が高まっていることを踏まえ、ハード面の整備やソフト面の対策を進めます。

（２）地域住民・利用者等の意見の反映

バリアフリー化の推進に当たっては、高齢者や障害のある方をはじめ、地域住民や施設利用者等の意向を踏まえ、検討を行っていくことが必要です。

検討に当たっては、市民や利用者代表等が参画する連絡会議の開催やパブリックコメントの実施等により多くの方の御意見をお聴きし、可能な限り今回の計画に反映します。

4 鳥羽街道エリアのバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

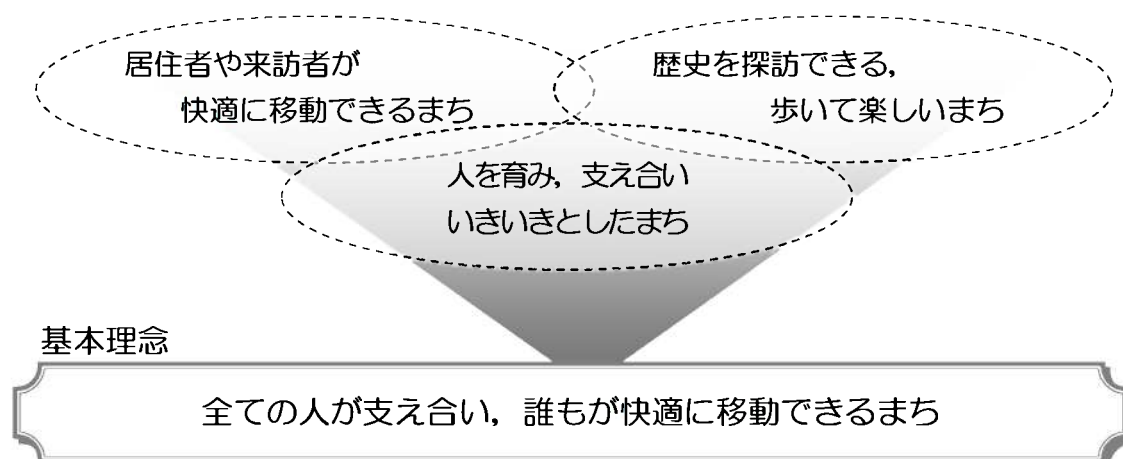
鳥羽街道エリアのバリアフリー化の推進に当たっては、鳥羽街道エリアの特性及びバリアフリー化の方向性に加え、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」の基本目標である「京都の豊かな蓄積を資源として、国際社会の取組との協調を図り、全ての人が個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる、活力に満ちた社会の実現」を踏まえ、このエリアのバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を次のとおり定めます。

(1) 鳥羽街道エリアのバリアフリー化推進に係る基本理念

鳥羽街道エリアは、多くの方が居住する生活の場となっており、地域にとって重要な医療施設である稲荷山武田病院及び京都久野病院、全国的に有名な東福寺があり、多くの来訪者を迎え、居住者にとって快適なまちとして、だれもが快適で移動しやすい環境の整備が必要です。そして、施設整備だけではなく、地域コミュニティを活かした助け合いの推進などにより、全ての人に対して心地よいまちを目指します。

これらを踏まえて、鳥羽街道エリアの基本理念を「全ての人が支え合い、誰もが快適に移動できるまち」とします。

鳥羽街道エリアのバリアフリー化の方向性



(2) 鳥羽街道エリアのバリアフリー化推進に係る基本方針

ア だれもが利用しやすい鳥羽街道駅のバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある方、妊産婦、ベビーカー利用者、国内外からの観光客、けがをしている方など、全ての人が円滑に移動できる施設として、鳥羽街道駅のバリアフリー化を推進します。

イ 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路において、歩行空間の明確化などにより、全ての人が安心・安全で円滑に移動できるようにバリアフリー化を図ります。それ以外の道路についても、道路の改修等と併せて、順次、バリアフリー化を図ります。

ウ 地域の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

「基本構想」の策定に当たっては、市民をはじめとする利用者の意向を十分に反映させるとともに、事業の着実な推進を図るための進捗管理を行います。

エ 「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」の推進

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づき、積極的な声かけの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリーに関する有効な情報発信について検討し、だれもが必要な情報を入手し、利用できるようにすることで、情報の格差をなくした「情報のバリアフリー」を推進します。

第4章 鳥羽街道エリアの重点整備地区について

基本構想では、重点整備地区においてバリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」※1や「生活関連経路」※2を含み、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区である「重点整備地区」の区域を定めます。

重点整備地区の区域については、鳥羽街道駅を中心に、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる範囲を定めるため、一部については、「稲荷地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（平成18年度策定）の重点整備地区と重複することとします。

また、鳥羽街道駅が重点整備地区内に位置する、現行の「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の内容とも整合を図ることとします。

※1 旅客施設及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用
すると考えられる施設

※2 「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路

1 生活関連施設

鳥羽街道エリアの施設について検討した結果、「生活関連施設」を表―6のとおり設定しました。

表―6 生活関連施設

区 分	名 称	摘 要
旅客施設	鳥羽街道駅	・1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）
医療施設	稲荷山武田病院 京都久野病院	・多くの高齢者や障害のある方などが 徒歩又は車いすにより利用すると 考えられる施設
文化・観光施設	東福寺	

※「生活関連施設」の位置は、15ページの図―6参照

2 生活関連経路

鳥羽街道エリアの「生活関連経路」を表－7に示します。

表－7 生活関連経路

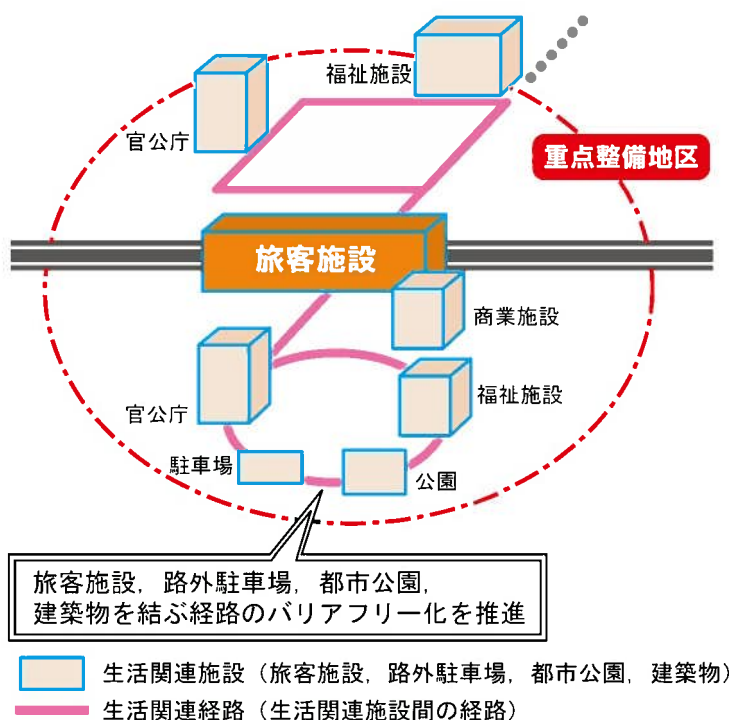
生活関連 経 路	路 線 名 (区 間)
①	一般市道 本町通 (東福寺南大門付近 ～ 一般市道 鳥羽道(十条通))
②	一般市道 一橋緯19号線, 一橋緯2-1号線 (本町通 ～ 稲荷山武田病院)
③	一般市道 鳥羽道(十条通) (鳥羽街道駅前歩道西側 ～ 本町通)
④	一般市道 本町通 (一般市道 鳥羽道(十条通) ～ 京都久野病院)

※「生活関連経路」の位置は、15ページの図－6参照

3 重点整備地区

鳥羽街道エリアでは、次ページの図－6に示す範囲を「重点整備地区」としました。「重点整備地区」の区域については、道路や町界などを境界としました。

<参考>「重点整備地区」におけるバリアフリー化のイメージ



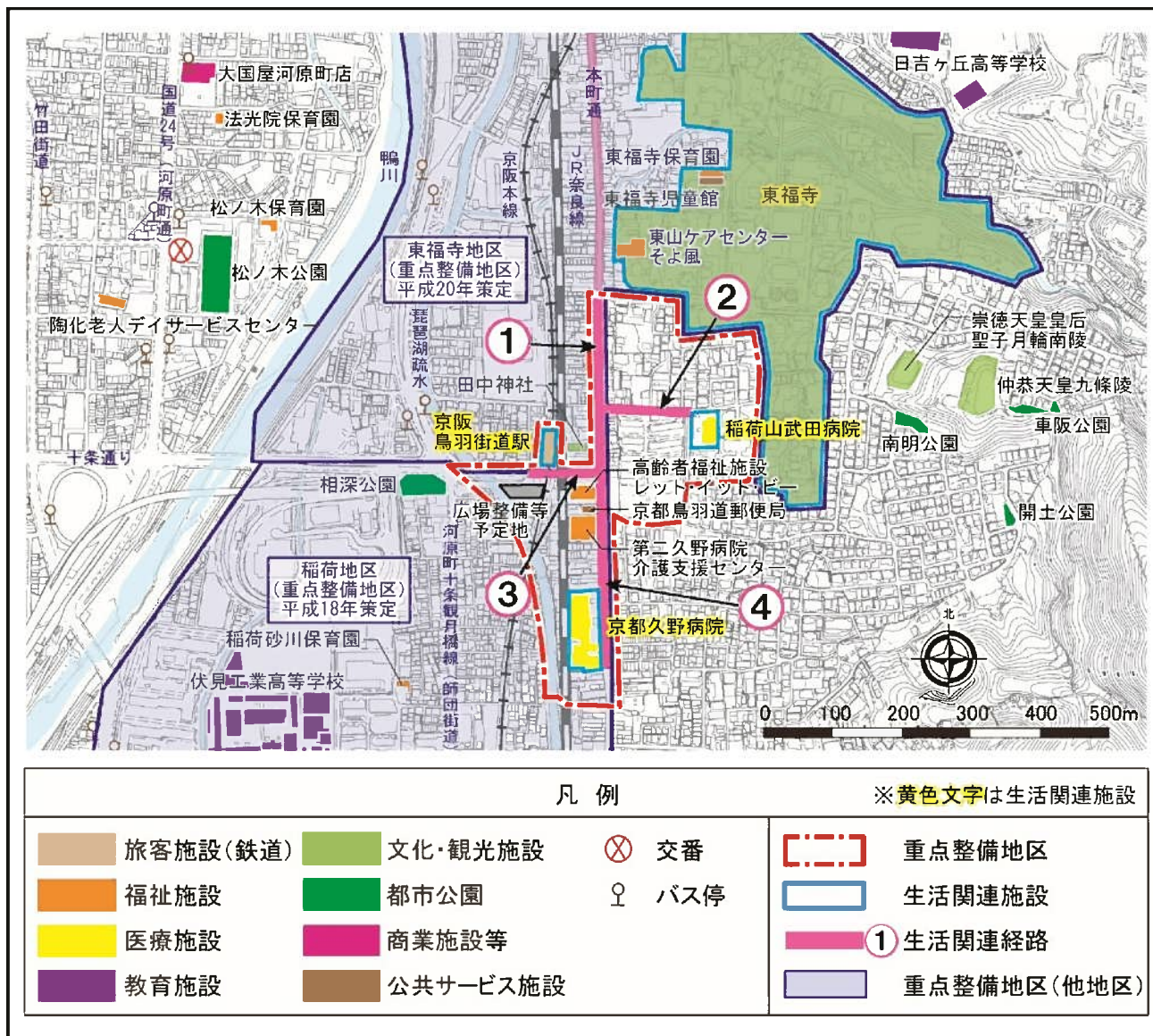


図-6 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域

第5章 鳥羽街道エリアの現状に関する御意見と課題

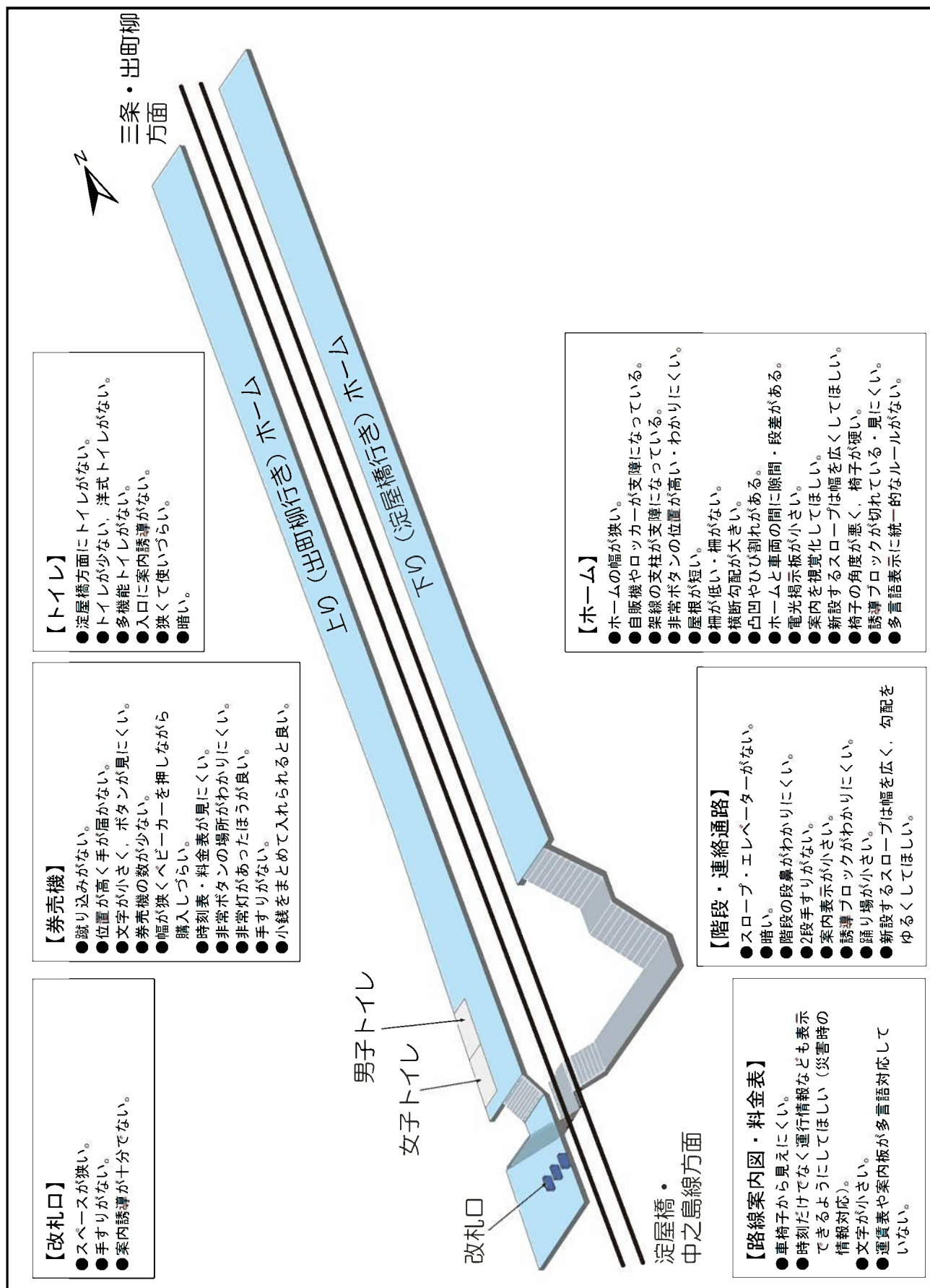
鳥羽街道エリアのバリアフリー化に当たっては、連絡会議において数多くの御意見をいただくとともに、現地調査を行い、駅や道路などの課題について意見交換を行いました。鳥羽街道駅や「生活関連経路」の現状に対する御意見と課題は次のとおりです。

1 鳥羽街道駅に関する御意見等

鳥羽街道駅のバリアフリー化状況を表－8、鳥羽街道駅に関する主な御意見を図－7に示します。

表－8 鳥羽街道駅のバリアフリー化状況（平成30年9月現在）

鉄道事業者名			京阪電気鉄道
路 線 名			京阪本線
駅 名			鳥羽街道駅
駅 の 構 造			地上駅
1日平均利用者数（H29年度）			3,127人
段差解消 の 状 況	出入口～改札口（改札外）		・ 段差なし
	改札口～ プラットフォーム （改札内）	三条・出町柳方面	・ 段差あり
		淀屋橋・ 中之島線方面	・ 段差あり
視覚障害者誘導用ブロック			・ 出入口から券売機，改札口，階段への視覚障害者誘導用ブロックあり
運行情報 設 備	音声案内		・ あり
	文字情報		・ あり
点字料金表示			・ 券売機横にあり
トイレ			・ 多機能トイレなし
休憩施設			・ ベンチあり
転落防止対策			・ ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線あり） ・ ホーム端での転落防止対策あり
券売機			・ 車椅子対応券売機なし
改札口			・ 3箇所のうち，1箇所が幅広改札口



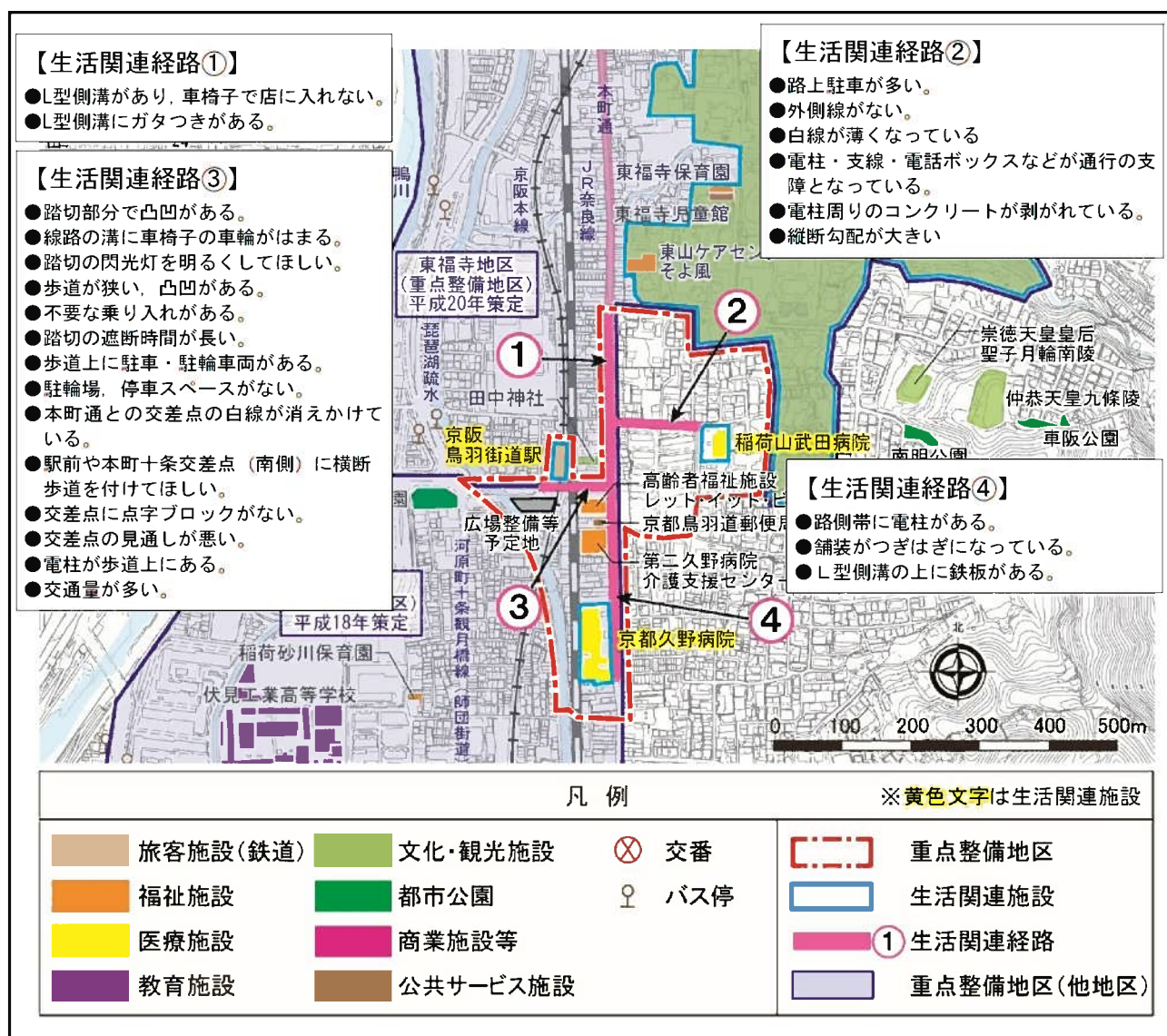
図－7 鳥羽街道駅に関する主な御意見

2 生活関連経路に関する御意見

鳥羽街道エリアにおける「生活関連経路」について、「生活関連経路」全体に共通する主な御意見を表一〇に、各「生活関連経路」についての主な御意見を図一八に示します。

表一〇 生活関連経路に関する主な御意見（共通）

生活 関連 経路	●歩道の舗装に凸凹が生じている。 ●舗装がつぎはぎで、がたつきがある ●電柱、車両などが通行に支障をきたしている。
----------------	---



図一八 各生活関連経路に関する主な御意見

3 鳥羽街道エリアの課題

鳥羽街道エリアの現状に関する御意見を踏まえた課題は表－１０のとおりです。

表－１０ 鳥羽街道エリアの課題

鳥羽街道駅	<u>全ての人が円滑に移動できる経路がない</u> ・ 出町柳行きホーム及び淀屋橋行きホームともに、階段による上下移動が必要であり、車椅子やベビーカーなどを利用される方の移動に対応していない。 <u>誰もが使いやすいトイレではない</u> ・ 多機能トイレ及び洋式トイレがないことから、これらを改善し、誰もが使いやすいトイレにする必要がある。 <u>その他様々な設備等にも課題がある</u> ・ その他、券売機下部の蹴り込みが小さいなどの課題があり、使いやすい駅となるよう様々な設備等の改善が必要である。
生活関連経路	<u>歩道に段差や勾配が大きい箇所等がある</u> ・ 歩道のある道路においては、段差や勾配が大きい箇所や歩道の波打ちがある箇所等がある。 <u>歩行者が安全に通行できる環境が少ない</u> ・ 歩行者の歩く場所が明確でない箇所が多いが、幅員が狭い道路が多く、沿道にも建物が立地しているなどの制約も多いことから、基本的に歩道の設置が困難な状況となっている。 ・ 電柱が通行の支障となっている箇所が多い。

第6章 鳥羽街道エリアにおけるバリアフリー化の概要

鳥羽街道エリアにおけるバリアフリー化推進に係る基本理念、基本方針及び課題を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者などが実施するバリアフリー化などの概要を示します。

旅客施設や道路などのバリアフリー化については、次の2つに区分しています。

① 特定事業

特に必要性・緊急性の高い事業として、国が定める「移動等円滑化基準」に適合させて、原則として、平成32（2020）年度までに完了させる事業（公共交通特定事業、道路特定事業）

② その他の取組

鳥羽街道エリアにおいて実施される①以外の事業やソフト施策等の取組

なお、特定事業については、「基本構想」策定後、公共交通事業者（鉄道事業者）、道路管理者（京都市）が、具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要

（1）鳥羽街道駅のバリアフリー化の概要

鳥羽街道駅のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア バリアフリー経路の確保

淀屋橋方面改札口を新設し、改札口とホームの間にスロープを設置します。また、出町柳方面改札口とホームの間にもスロープを設置し、全ての人が円滑に移動できる経路を確保します。

イ トイレの整備

出町柳方面ホームのスロープの新設に伴い既存のトイレを撤去し、男性用、女性用トイレ及び男女共用の多機能トイレを新設することにより、全ての人が使いやすいトイレにします。

（2）課題の継続的な検討

連絡会議などで提起された上記以外の様々な課題・問題点や鳥羽街道駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

地下連絡通路にある照明など、連絡会議において提起された様々な課題・問題点について、今後の設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

障害のある方、外国人の方など、鳥羽街道駅を利用される方にとって、分かりやすい案内表示や緊急時等の情報表示について、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

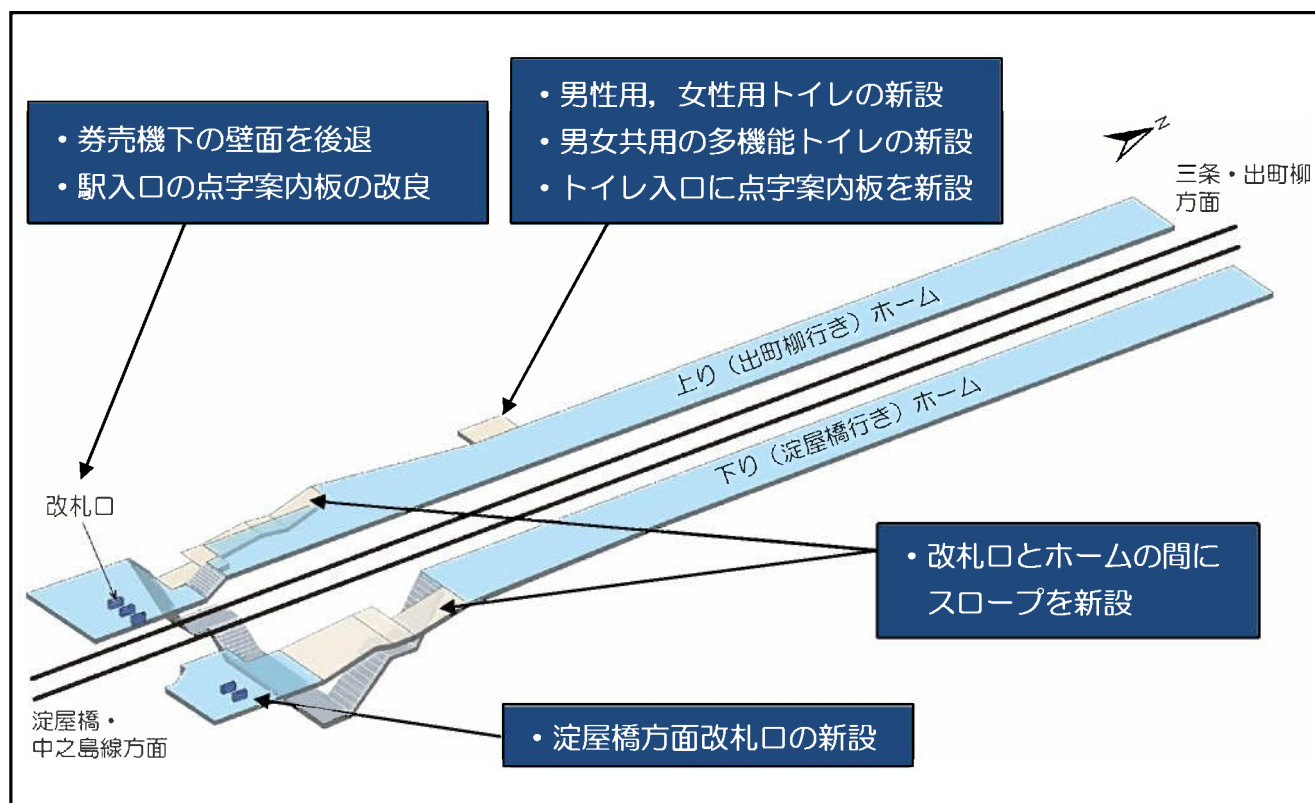
ホームと車両の乗降口との段差の縮小等、鳥羽街道エリアの駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

鳥羽街道駅のバリアフリー化の概要を表－１１及び図－９に示します。

表－１１ 鳥羽街道駅のバリアフリー化の概要

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次
公共交通 特定事業	・ 淀屋橋方面改札口の新設 ・ 改札口とホームの間にスロープを新設 ・ 男性用、女性用トイレの新設 ・ 男女共用の多機能トイレの新設 ・ トイレ入口に点字案内板を新設 ・ 券売機下の壁面を後退 ・ 駅入口の点字案内板の改良	鳥羽街道駅	京阪電気鉄道	平成32（2020） 年度末までに 実施
その他の 取組	・ 様々な設備の改善の検討 ・ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討 ・ 全駅共通の課題の検討	鳥羽街道駅	京阪電気鉄道	継続実施

※公共交通特定事業の実施については、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。



図－９ 鳥羽街道駅のバリアフリー化の概要

(3) 車両のバリアフリー化の概要

鳥羽街道エリア内を発着する鉄道、路線バスの車両のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

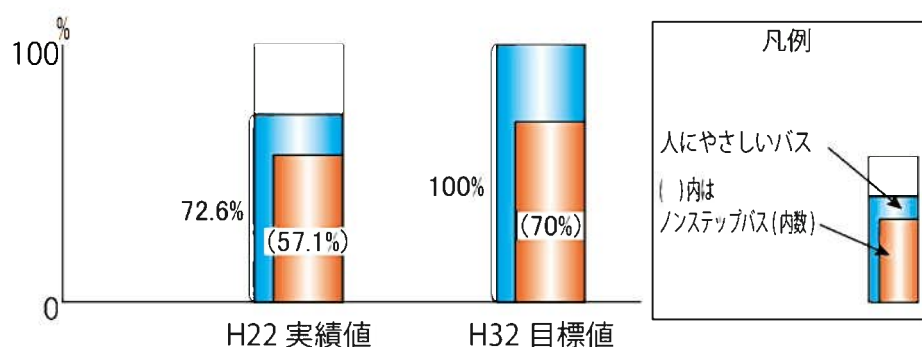
ア 鉄道車両

車両の改良や更新時に、車椅子スペースの確保など国が定める「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両とするとともに、既存車両についても、扉が開くときにチャイムにより扉位置を知らせる装置を設置するなど、可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討します。

イ 路線バス車両

車両の更新時に、車椅子利用者の円滑な乗降が可能であるなど「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両を導入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

＜参考＞「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に掲げる
路線バスのバリアフリー化の目標



人にやさしいバスとは、ノンステップバス、ワンステップバス等のことをいいます。



ノンステップバス



ワンステップバス

2 道路のバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の道路のバリアフリー化の概要

鳥羽街道エリアの道路のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 生活関連経路

「生活関連経路」においては、道路特定事業として、歩道のない道路において歩行空間の明確化を行います。

イ その他の取組

(ア) 生活関連経路以外の道路のバリアフリー化

「生活関連経路」以外の京都市が管理する道路についても、「重点整備地区」の内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努めます。

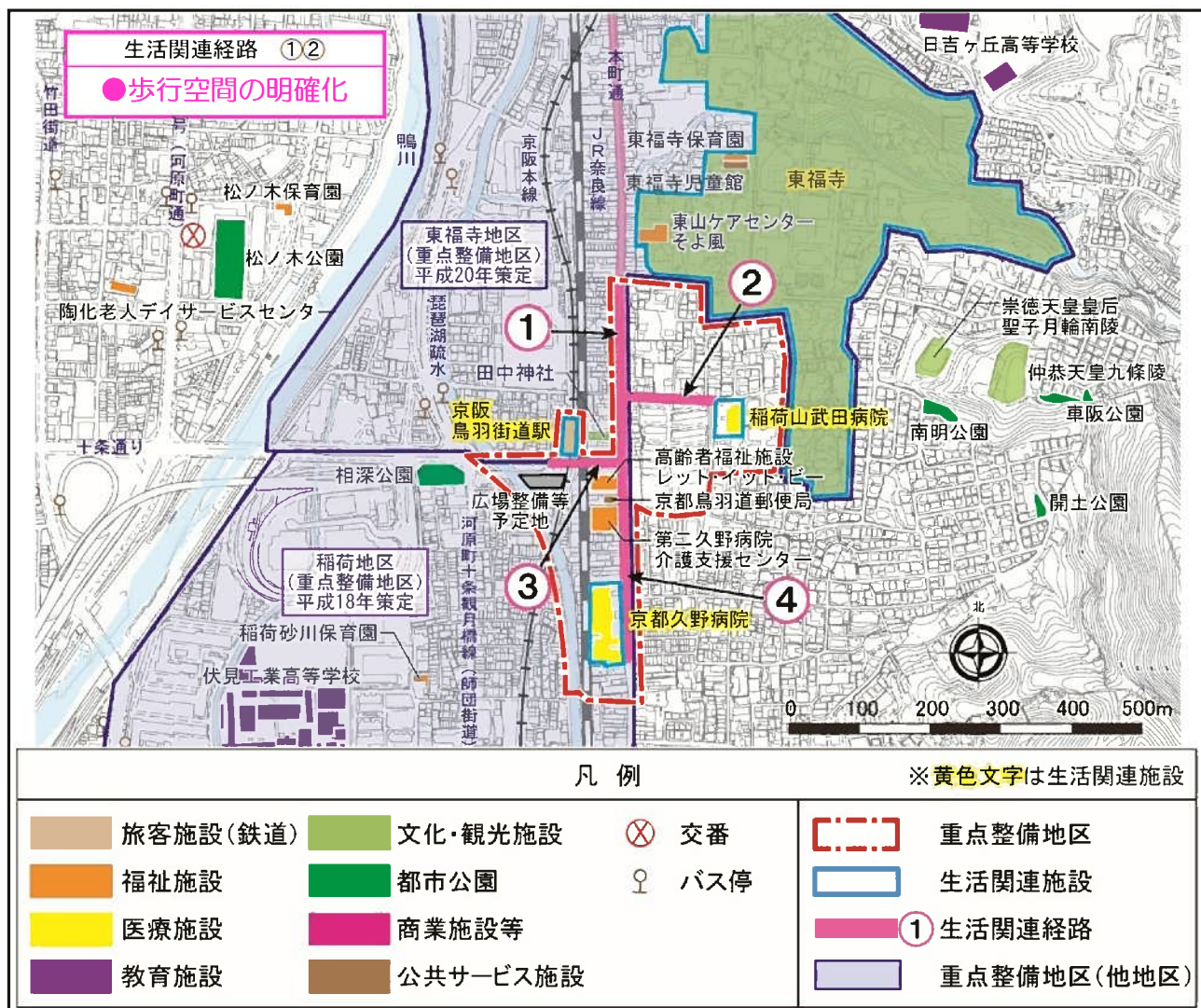
(イ) 安全・快適な歩行空間の確保

放置自転車の対策については、「京都・新自転車計画」に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き啓発や放置自転車の撤去に取り組むとともに、地域の実情などと協力・連携を図りながら進めます。また、駅周辺の放置自転車対策については、鉄道事業者の協力を求めながら取組を進めていきます。さらに、看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地域と協力・連携を図りながら取組を進めます。

道路のバリアフリー化の概要を表－12及び次ページの図－10に示します。

表－12 道路のバリアフリー化の概要

	経 路	路 線	事 業 内 容	目 標 年 次
道路特定事業	生活関連経路①	一般市道 本町通	歩行空間の明確化	平成32（2020）年度末までに可能な限り実施（一部の道路は実施済）
	生活関連経路②	一般市道 一橋緯19号線 一般市道 一橋緯2-1号線	歩行空間の明確化	平成32（2020）年度末までに可能な限り実施
	生活関連経路③	一般市道 鳥羽道（十条通）	—	平成29年度完成の道路改良工事によりバリアフリー基準に適合化
	生活関連経路④	一般市道 本町通	—	稲荷地区の整備により歩行空間を明確化
その他の取組	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理の中で可能な限りバリアフリー化	継続して取組を実施



図ー１０ 道路のバリアフリー化の概要

3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要

(1) 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

(2) 都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

(3) 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

(4) 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、国が定める「移動等円滑化基準」に沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

5 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備（ハード面）だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

また、公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ①情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ②情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

表－１３ ソフト施策の概要

	内 容	具 体 例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや「心のバリアフリーハンドブック」、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告を活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法に関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信
		高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置
		駅における介助体験、疑似体験
		高齢者や障害のある方等に対する声かけの実施
	地域住民が主体となった取組の実施	高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験によるボランティア意識の醸成
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人に対して適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルによる接客教育の実施 改札口への「耳マーク」の掲示及び聴覚障害のある方の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討 介助体験、疑似体験による訓練、研修の実施
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	違法駐車・駐輪などの防止	違法駐車・駐輪、看板類など、円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報・啓発活動
	バリアフリー化設備に関する情報発信	ホームページや冊子等による、駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信（京都市や公共交通事業者のホームページ） バリアフリーマップの作成（駅のバリアフリー化状況、車椅子で行ける観光施設）
	駅や歩行経路における情報提供の充実	全ての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供

第7章 バリアフリー化事業の推進体制

「基本構想」に位置付けられたバリアフリー化事業は、今後、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制により推進します。

1 現行の「バリアフリー移動等円滑化基本構想」との一体的な事業の推進

今回「基本構想」に位置付けたバリアフリー化事業について、鳥羽街道駅が重点整備地区内に位置する「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（平成20年度策定（事業中））に定める事業と一体的に推進します。また、隣接する「稲荷地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（平成18年度策定（事業完了））の内容も踏まえて、地域全体のバリアフリー化を図ります。

鳥羽街道エリアと現行の東福寺地区を統合した重点整備地区の区域を次ページの図－11に示します。

2 連絡会議による進行管理

「基本構想」の検討を行ってきた連絡会議については、「基本構想」策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、重点整備地区内のバリアフリー化事業が一定の進ちょくを見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映されているのか検証を行います。

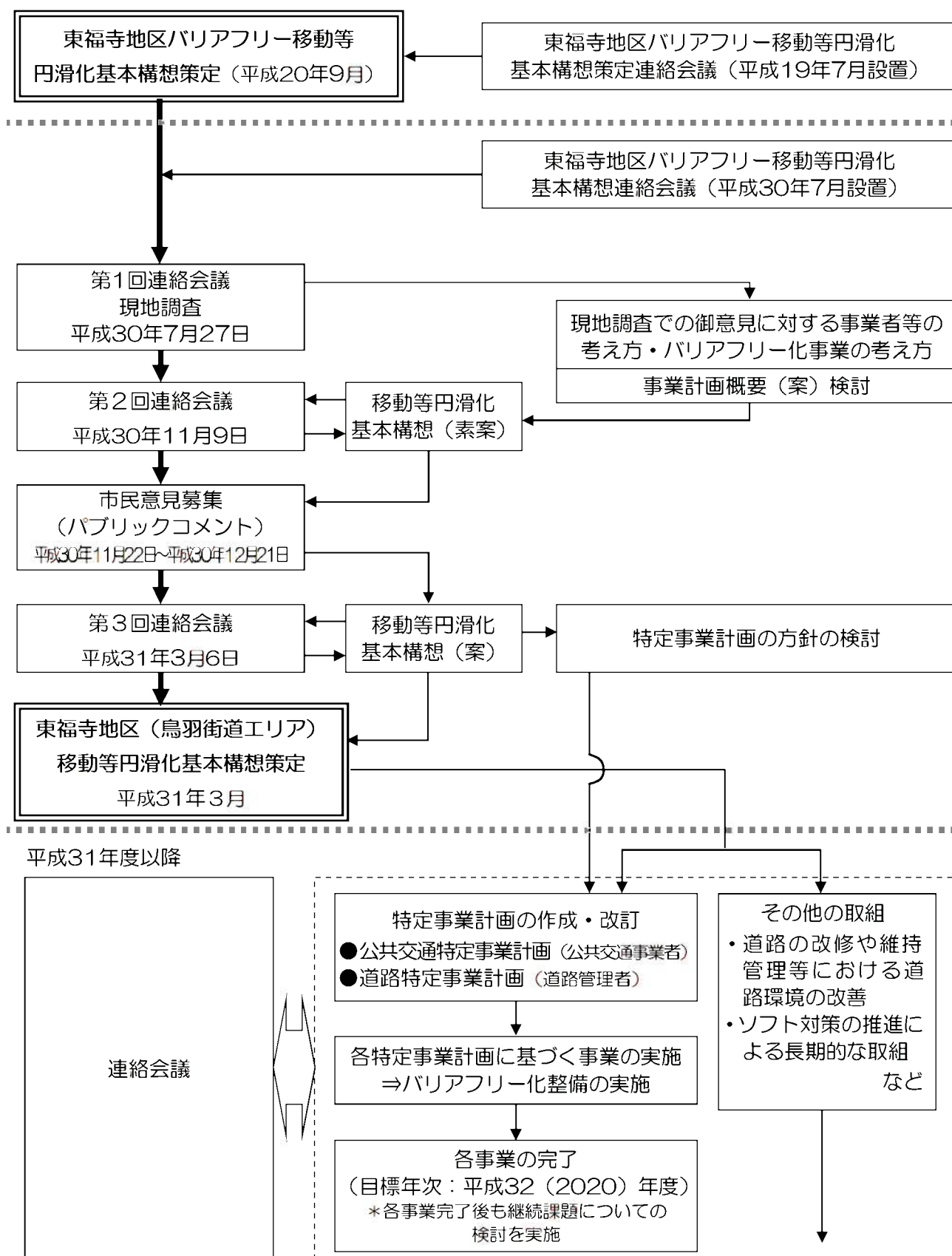
3 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信

京都市や鉄道事業者等は、鳥羽街道エリアをはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

4 その他のバリアフリー化の取組の推進

重点整備地区内のバリアフリー化を推進するため、施設設置管理者等に対するバリアフリー化に向けた助言・指導等を行うとともに、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進に向けて、「心のバリアフリー」の普及・啓発に努めます。

バリアフリー化事業の推進体制を次ページの図－12に示します。



※特定事業以外の事業についても可能な限り平成32（2020）年度までに完了するよう努めるとともに、平成33（2021）年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。

※全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

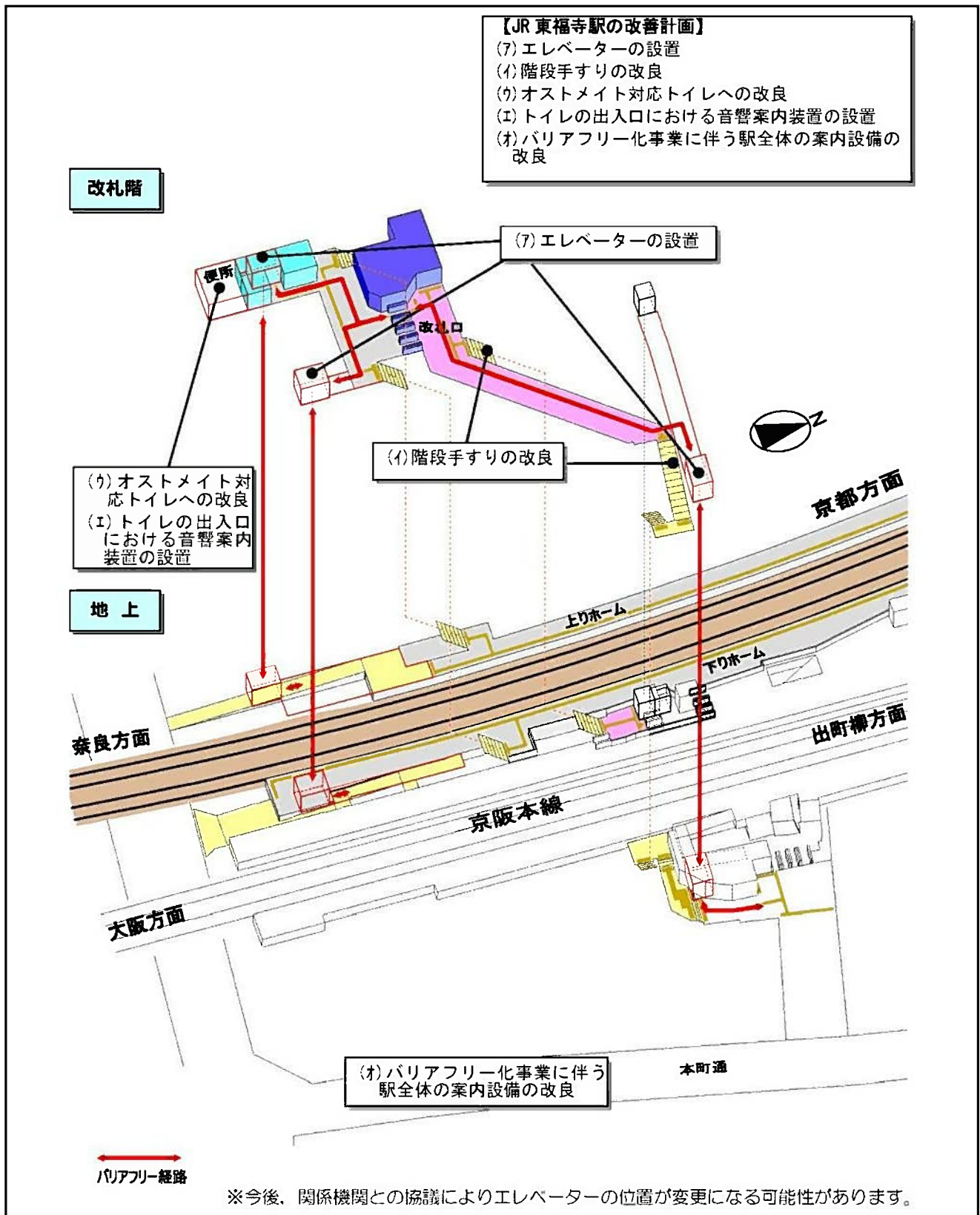
図－12 バリアフリー化事業の推進体制

現行の「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の進ちょく状況

(1) 駅のバリアフリー化の取組状況

表-1 旅客施設のバリアフリー化の概要

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次
公共交通特定事業	- エレベーターの設置 - 階段手すりの改良 - オストメイト対応トイレへの改良 - トイレの出入口における音響 - 案内装置の設置 - バリアフリー化事業に伴う駅全体の案内設備の改良	JR東福寺駅	JR西日本	整備完了
	- 上りホーム側の改札へのエレベーターの設置 - 階段・スロープの手すりの設置・改善 - オストメイト対応化等多機能トイレへの改良 - バリアフリー化事業に伴う駅全体の案内設備の改良	京阪東福寺駅	京阪電気鉄道	整備完了
その他の取組	券売機の蹴り込み改善	京阪東福寺駅	京阪電気鉄道	整備完了
	非常停止ボタンの設置	JR東福寺駅 京阪東福寺駅	JR西日本 京阪電気鉄道	整備完了
	- 様々な設備の改善の検討 - 各鉄道事業者における共通課題の検討	JR東福寺駅 京阪東福寺駅 鳥羽街道駅	JR西日本 京阪電気鉄道	継続実施



図－1 JR東福寺駅のバリアフリー化の概要（平成23年3月完了）

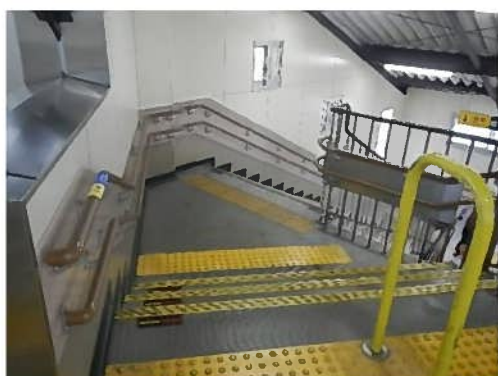
JR東福寺駅のバリアフリー化の状況



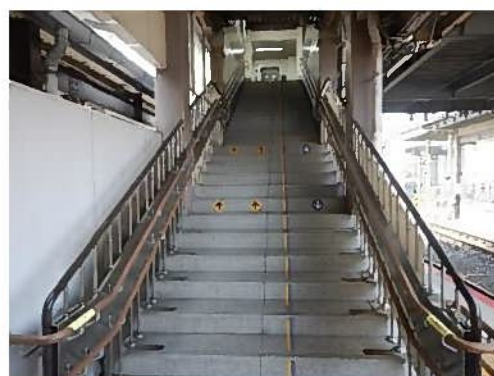
(ア) エレベーターの設置



(ア) エレベーターの設置



(イ) 階段手すりの改良



(イ) 階段手すりの改良



(ウ) オストメイト対応トイレへの改良



(エ) トイレの出入口における
音響案内装置の設置



(オ) バリアフリー化事業に伴う
駅全体の案内設備の改良



(オ) バリアフリー化事業に伴う
駅全体の案内設備の改良

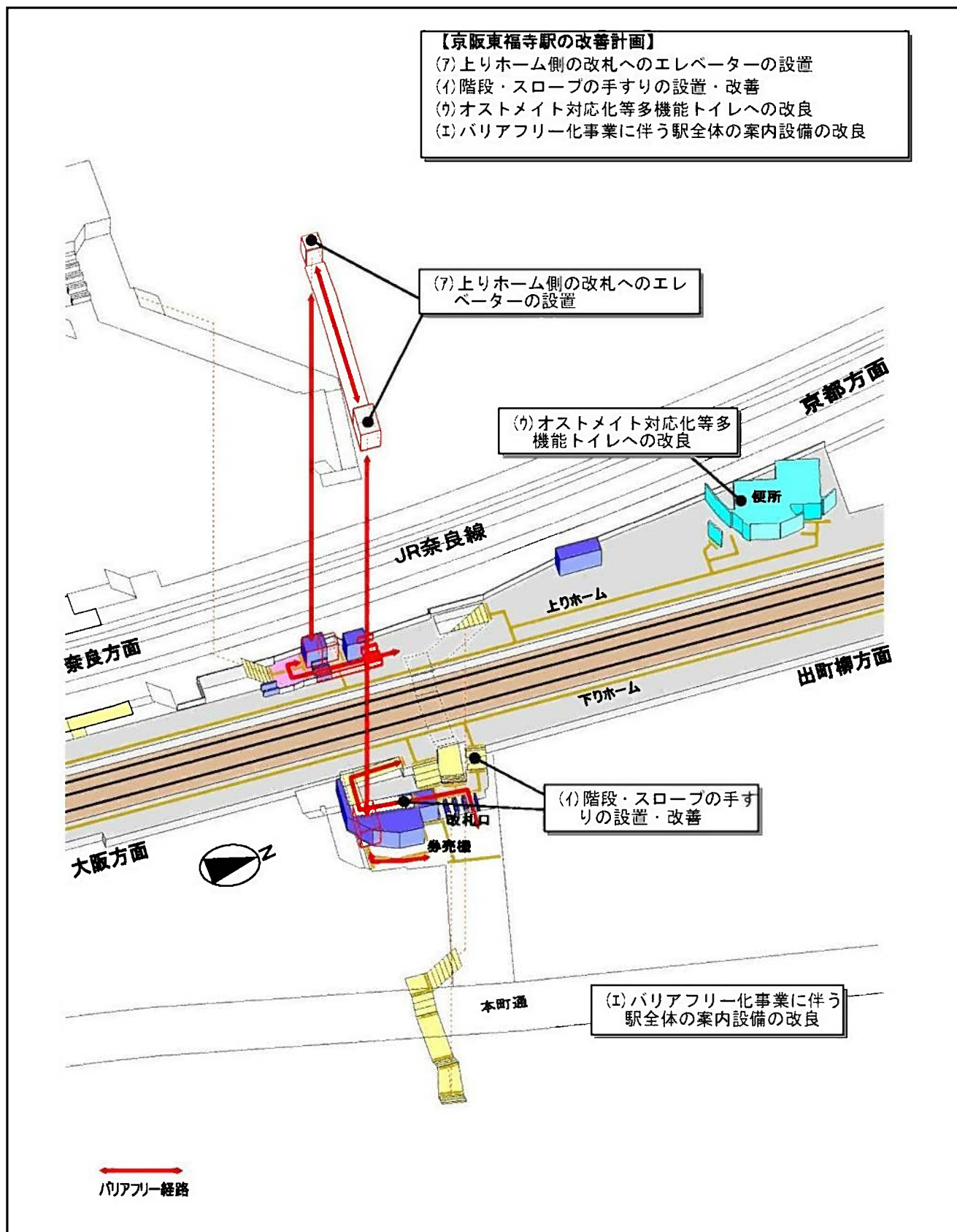


図-2 京阪東福寺駅のバリアフリー化の概要（平成23年3月完了）

京阪東福寺駅のバリアフリー化の状況



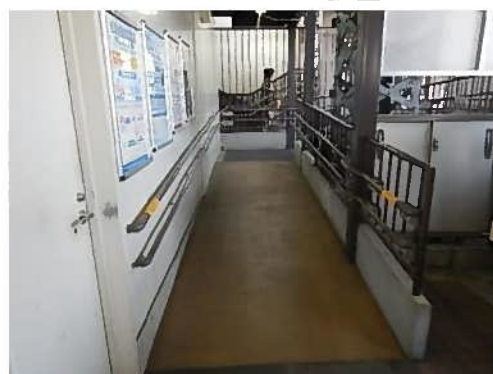
(ア) 上りホーム改札への
エレベーターの設置



(ア) 上りホーム改札への
エレベーターの設置



(イ) 階段・スロープの
手すりの設置・改善



(イ) 階段・スロープの
手すりの設置・改善



(ウ) オストメイト対応化等
多機能トイレへの改良



(ウ) オストメイト対応化等
多機能トイレへの改良



(エ) バリアフリー化事業に伴う
駅全体の案内設備の改良



(エ) バリアフリー化事業に伴う
駅全体の案内設備の改良

基本構想に位置付けたバリアフリー化事業以外の事業



J R 東福寺駅
非常停止ボタンの設置



J R 東福寺駅
情報案内板の改良



J R 東福寺駅
駅員呼び出しボタンの設置



J R 東福寺駅
券売機の改良



J R 東福寺駅・京阪東福寺駅
入口の改良



J R 東福寺駅・京阪東福寺駅
連絡通路の改良



J R 東福寺駅
京阪電車のりかえ口の新設



京阪東福寺駅
J R のりかえ口の新設



京阪東福寺駅
券売機の蹴り込み改善



京阪東福寺駅
非常停止ボタンの設置



京阪東福寺駅
点字運賃表の改良



京阪東福寺駅
運賃表（路線図）の改良



京阪東福寺駅
駅員呼び出しボタンの設置



京阪東福寺駅
西改札口の移設

(2) 道路のバリアフリー化の概要

表-2 道路のバリアフリー化の概要

	経 路	路 線	事 業 内 容	目 標 年 次
道路特定事業	生活関連経路Ⅰ	一般府道 四ノ宮四ツ塚線 (東大路)	段差・勾配の改善 歩行空間の明確化	平成 32 (2020) 年度末 までに可能な限り実施 (一部は整備完了)
	生活関連経路Ⅱ	一般市道 一橋緯 14 号線 一般市道 今熊野緯 22 号線 (泉涌寺道)	段差・勾配の改善	平成 32 (2020) 年度末 までに可能な限り実施 (一部は整備完了)
	生活関連経路Ⅲ	一般市道 本町通	歩行空間の明確化	平成 32 (2020) 年度末 までに可能な限り実施
その他の取組	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限り バリアフリー化	継続して実施を検討

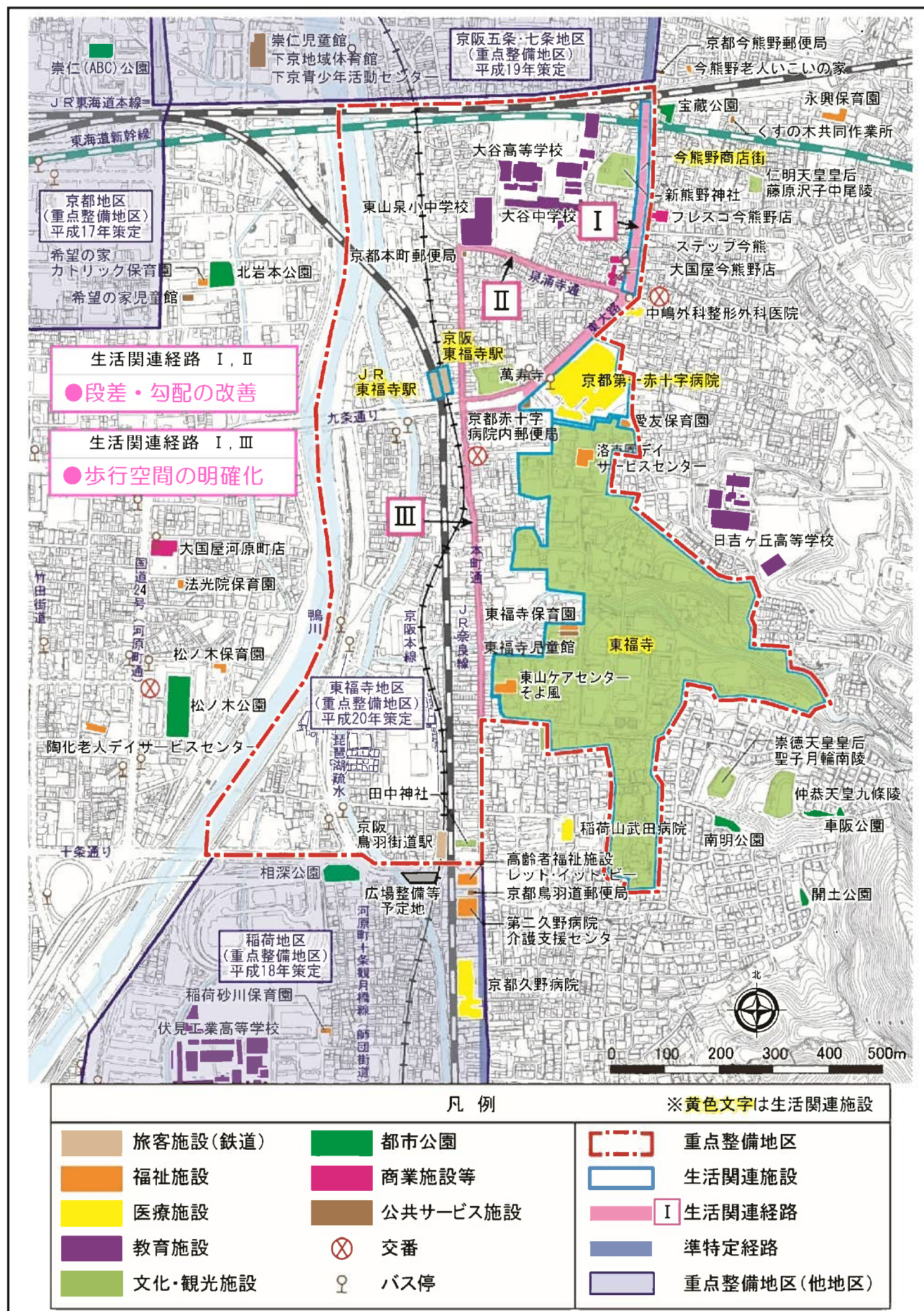


図-3 道路のバリアフリー化の概要

道路のバリアフリー化の状況



生活関連経路Ⅰ〔東大路側道〕（整備前）



生活関連経路Ⅰ〔東大路側道〕（整備後）
【歩行空間の明確化】



生活関連経路Ⅱ〔泉涌寺道〕（整備前）



生活関連経路Ⅱ〔泉涌寺道〕（整備後）
【段差・勾配の改善】



生活関連経路Ⅲ〔本町通〕（整備前）



生活関連経路Ⅲ〔本町通〕（整備後）
【歩行空間の明確化】

（３）交通安全施設などのバリアフリー化の概要

交通安全施設のバリアフリー化の状況



生活関連経路Ⅰ〔東大路〕
【交通弱者用押しボタンの設置】



生活関連経路Ⅰ〔東大路〕
【路上駐車対策】

（４） その他のバリアフリー化の取組に関する概要

ア 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰しています。

東福寺地区では、多くの高齢者や障害のある方などが、徒歩による移動で利用すると考えられる施設として、京都第一赤十字病院、東福寺及び今熊野商店街が挙げられます。これらの施設管理者には、バリアフリー法による基本構想策定について御理解いただき、建築物のバリアフリー化事業の実施について協議を行いました。

以下に、これらの施設における主要なバリアフリー化事業計画の概要を示します。

① 京都第一赤十字病院におけるバリアフリー化事業計画の概要

京都第一赤十字病院においては、病棟の改築に合わせ、車椅子対応型トイレをオストメイト機能が付加した多機能トイレへの改修、点字案内図の設置及び視覚障害者用誘導ブロックの改善等の取組を行いました。

② 東福寺におけるバリアフリー化の取組の概要

東福寺においては、これまで拝観者用に車椅子対応型トイレを3箇所設置するなどバリアフリー化の取組を進めています。

また、伝統的な文化財などバリアフリー化整備が困難なものもありますが、心のバリアフリー等の人的対応も含めた利用の円滑化を促進します。

③ 今熊野商店街におけるバリアフリー化の取組の概要

今熊野商店街振興組合では、これまで看板・商品等の道路へのはみ出しなどについて、

啓発活動などさまざまな取組を行っています。今後も利用者が快適に買い物ができるように取組を進めます。

その他の取組の状況



生活関連経路Ⅰ〔東大路〕
【バス停の改善】



生活関連経路Ⅰ〔東大路〕
【バス待ち空間の確保】



生活関連経路Ⅰ〔東大路〕
【歩道上への看板等設置禁止の指導】



生活関連経路Ⅲ〔本町通〕
【道路上への看板等設置禁止の指導】

「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議」
～鳥羽街道駅のバリアフリー化等に関する第1回連絡会議～
〔現地調査〕の概要

1 調査の概要

- (1) 実施日：平成30年7月27日(金) 13:30~17:00

- (2) 参加者：総数 63 名

班 別：1 班：調査員 12 名

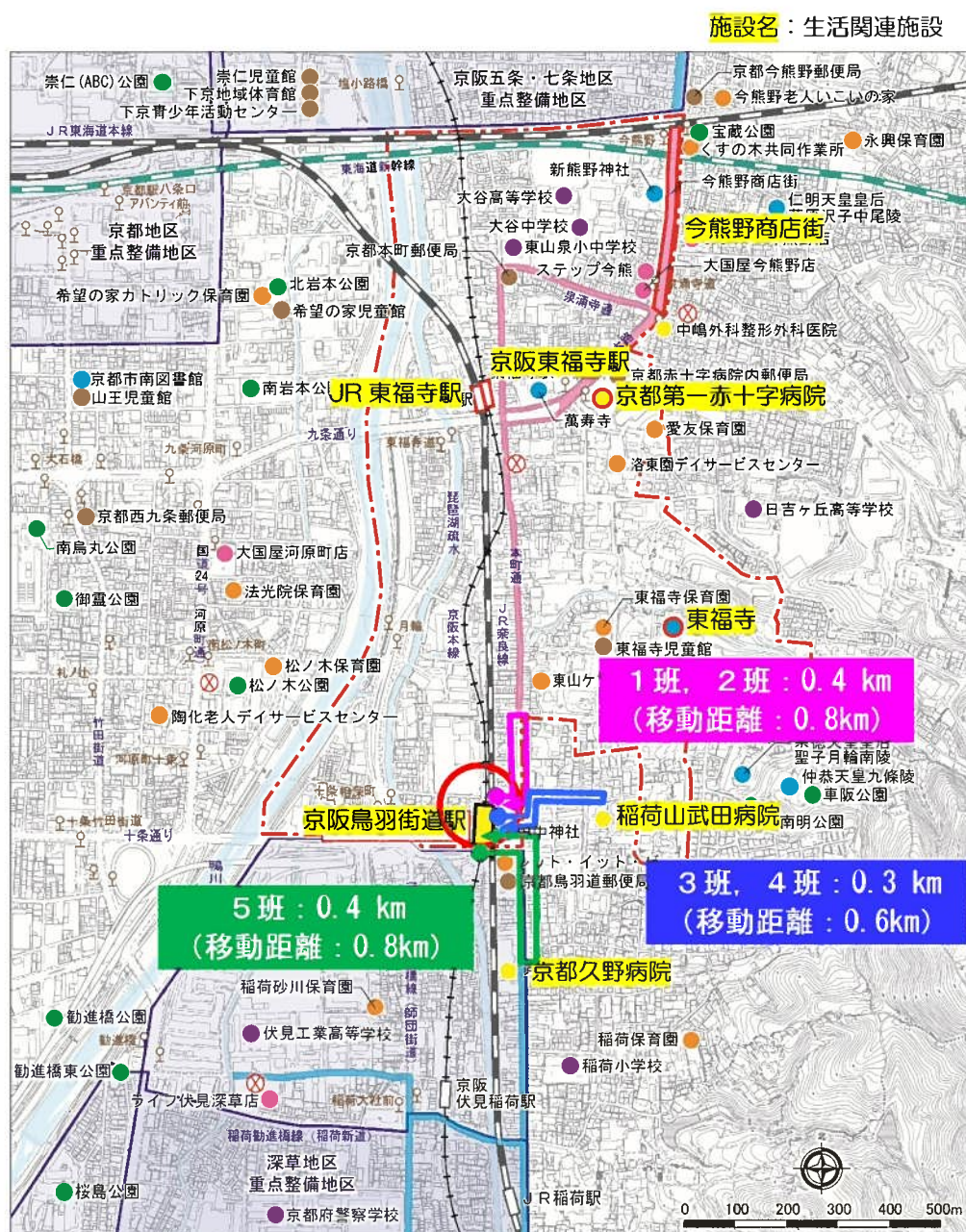
2 班：調査員 15 名

3 班：調査員 11 名

4 班：調査員 12 名

5 班：調査員 13 名

※随行者含む



2 調査の状況

1 班



2 班



3 班



4 班



5 班



3 意見交換の状況



「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議」委員等一覧

<敬称略，平成31年3月6日現在>

役職・氏名			備考
学識 経験者	龍谷大学短期大学部教授	窪田 和美	議長
	京都大学大学院工学研究科准教授	大庭 哲治	副議長
利用者 代表	一般社団法人京都市老人クラブ連合会副会長	西村 忠雄	
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会主席副会長	日野 勝	
	NPO 法人京都市肢体障害者協会理事	高木 徹	
	公益社団法人京都府視覚障害者協会理事	北村 裕喜子	
	京都市聴覚障害者協会	金山 悦治	
	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会理事	小槇 明子	
	公益社団法人日本オストミー協会京都府支部長	小田原 俊夫	
	公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会理事	岡 千栄子	
	一般社団法人京都手をつなぐ育成会東山支部長	杉本 麻里	
	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会専務理事	小森 公明	
	京都市立総合支援学校 PTA 連絡協議会理事	川本 弥生	
	京都市地域女性連合会常任委員	村瀬 克子	
	NPO 法人京都子育てネットワーク	國賀 緋沙乃	
	公益財団法人京都市国際交流協会事務局長	井上 八三郎	
	市民公募委員	河野 弘明	
地元 代表	東山区一橋学区市政協力委員連絡協議会会長	青木 義春	
	東山区月輪学区市政協力委員連絡協議会会長	奥村 昌司	
	伏見区稲荷学区市政協力委員連絡協議会会長	山田 洋一	
	伏見区砂川学区市政協力委員連絡協議会会長	土田 勝雄	
交通 事業者	京阪電気鉄道株式会社工務部技術課長	溝江 仁	
	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部企画課担当課長	高見 豊	
関係 行政 機関	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	岩崎 靖彦	オブザーバー
	京都府建設交通部交通政策課長	八田 直哉	オブザーバー
	京都府警察本部交通部企画課長	竹内 敏明	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通規制課長	萩原 寛	オブザーバー
	京都府東山警察署長	山本 一彦	オブザーバー
	京都府伏見警察署長	石丸 洋	オブザーバー
	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室企画課長	阪本 一郎	
	京都市都市計画局都市企画部都市計画課長	榮 大樹	
	京都市都市計画局建築指導部建築審査課長	岡田 圭司	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室長	三科 卓巳	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長	川越 順二	
	京都市建設局土木管理部東部土木事務所長	朝山 勝人	
	京都市建設局土木管理部伏見土木事務所長	秋丸 隆之	
	京都市建設局自転車政策推進室自転車企画課長	山崎 正和	
	京都市建設局道路建設部道路建設課事業促進第二担当課長	角南 浩之	
	京都市建設局道路建設部道路環境整備課事業促進担当課長	岩村 謙次	
	東山区役所地域力推進室まちづくり推進課長	中村 英樹	
	東山区役所健康福祉部障害保健福祉課長	石丸 陽二	
	伏見区役所深草支所地域力推進室まちづくり推進課長	加藤 努	
	伏見区役所深草支所健康福祉部障害保健福祉課長	照岡 知子	
	京都市交通局自動車部技術課バス待ち環境担当課長	清水 稔也	